

### ○委員会による調査の実施について

- 1)平成27年12月4日(金) 県立奈良北高等学校で1年生男子生徒の転落事象発生  
・当日、学校は2学期末考査の2日目であり、当該生徒は、3限の英語の考査中に「トイレに行く。」と4階の教室を出た後、4階の窓から転落し、同日の夜亡くなった。
- 2)平成27年12月15日(火) 教育委員会でいじめ対策委員会による調査を決定  
・いじめ防止対策推進法第28条1項1号に定める「重大事態」であるとして、既に条例設置されていた「奈良県立学校いじめ問題調査委員会」(平成28年6月に条例改正により、名称を「奈良県いじめ対策委員会」と改称し、所掌事務を追加)において調査することを決定した。

### ○委員会の構成について(いじめ対策委員会委員5名・専門委員3名 計8名)

委員:弁護士・学識経験者・精神科医・臨床心理士・社会福祉士(各1名)  
専門委員:精神科医1名・弁護士2名

- ・いじめ対策委員会の委員は5名であるが、調査を円滑かつ迅速に進めるため、3名の専門委員を任命することとした。御遺族から、委員・専門委員全体としての男女のバランスを考慮して欲しいとの要望があったことから、この点を考慮し、男性5名、女性3名の構成とした。

### ○調査のための委員会等の開催について

- 1)準備会の開催 平成28年2月1日  
・専門委員の分野と人数、推薦を依頼する団体等を決定
- 2)委員会の開催  
・平成28年3月10日 第1回調査委員会開催、以後、平成29年3月28日まで合計24回の委員会を開催
- 3)現地確認調査の実施 平成28年3月31日  
・転落現場等の確認調査を実施
- 4)聴き取り調査の実施  
・御遺族への聴き取り調査(2回) 平成28年5月24日・平成29年1月12日  
・教職員への聴き取り調査  
学校長をはじめ11名の学校関係者を対象に実施  
・生徒への聴き取り調査  
卒業生を含む27名に実施  
・教育委員会への聴き取り調査  
教育委員会職員4名を対象に実施

### ○調査報告書の提出について

- ・平成29年6月16日 いじめ対策委員会委員長から県教育委員会教育長に調査結果をまとめた報告書が提出された。